



三島市営住宅入居待機者募集案内



はじめに

市営住宅は、市民の皆様の住環境の向上を支援するために、市が国の補助を受けて建設した住宅であり、市民全体の財産でもあります。
そのため、市営住宅への入居については、民間住宅とは異なり、公営住宅法や三島市営住宅条例等により、収入基準などの資格要件をはじめ、様々な規定が設けられています。
この「入居待機者募集案内」をよくお読みになった上で、申込みをしてください。

◆申込みにあたっての注意事項

- ・斡旋の方法については待機順(申込順)とします。空家が発生した場合は、この順位に従って斡旋します。
- ・申込資格に関する基準日は「入居決定日」とします。基準日に資格がない場合は失格とします。
- ・申込書など受付した書類は、一切お返しいたしません。
- ・申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などへ調査確認することがあります。
- ・申込みは、1世帯につき1通に限ります。同一人を重複しての申込みはできません。
- ・申込内容に不備がある場合、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「連絡先」欄には、必ず連絡がとれる電話番号を記入してください。

◆申込後の注意事項

- ・申込後に連絡先(住所・勤務先等)の変更があった場合には、必ず連絡をしてください。
- ・年度を超えて待機される方には、毎年6月頃に申込みの更新手続きをしていただきます。対象となる方については、書類を送付しますので、必ず期限までに更新の手続きをお願いします。期限内に手続きがない場合は、当初の申込みは無効となりますのでご注意ください。

◆入居にあたっての注意事項

- ・入居手続きの際には、連帯保証人(1名 ※家賃債務保証業者利用可)及び敷金(当初家賃3か月分)が必要です。
- ・家賃は原則口座振替です。その月の分を月末にお支払いただきます。
- ・市営住宅に住むことができるのは、市に承認を受けている家族のみです。他人に住宅を貸したり、無断で入居者の変更をすることはできません。
- ・入居後には、家賃とは別に共益費(自治会で管理)などの経費を負担していただくことになります。(例:階段灯・集会所・遊園地・街灯・共同水道・汚水処理施設等の電気料・水道料・その他の維持管理に係る費用等)
- ・自治会には必ず加入し、自治会で行う敷地内の清掃や草刈り等の行事には参加しなければなりません。自治会の役員への就任や当番は、正当な理由がない限り拒否できません。
- ・ペット(犬・猫・鳥等)の飼育、野良犬・野良猫等の動物に餌を与えることを禁止します。飼育が判明した場合は、室内の全面改修費用を負担の上、退去していただきます。
- ・市営住宅には、生活習慣などが違う多くの方が住んでいます。ある程度の生活音は避けられません。音に関するトラブルを予防するために、特に深夜や早朝はお互いに気を付けてください。
- ・市は、入居者間の個人的なトラブルについては一切関与いたしません。
- ・近隣に迷惑となる行為(有害・危険な物品の持ち込みや大声・泥酔・脅迫行為等)が判明した場合は退去していただきます。

◆設備等についての注意事項

- ・募集する住宅は、新築住宅を除き、前入居者が退去した住宅を、生活上支障のないよう部分的に補修し、入居していただくものです。必要最低限の補修に限り、内装についての汚れ・キズ等の補修は行いません。
- ・浴槽・風呂釜・小型湯沸器・各居室の照明器具・エアコン・網戸等は各自持込みとなります。ただし、浴槽・給湯器については、設置してある住宅もあります。
なお、退去時には入居者が設置されたものは各自で撤去してください。
- ・退去時には、入居期間に関係なく畳表の取替、襖・障子の張替及び破損個所の補修等を入居者負担で行っていただきます。
- ・駐車場の使用は、1世帯1台です。許可期間は年度単位で、年度毎に申請が必要となります。区画数を上回る申込みがあった場合は、抽選となります。月額使用料は3,000円です。※日の出町・南二日町・中住宅については、駐車場の用意はありません。

1 申込資格

★申込みに関する基準日は、『入居決定日』現在です。

共通の資格 次の①～⑥の全てに該当する方。

- ①申込者本人が三島市内に住所※又は勤務場所を有すること。
※三島市内に住民登録があり、現に三島市内に居住していること。（DV被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。）
- ②住宅に困窮していること。
（現に公営住宅に入居されている方又は居住用の家屋を所有している方は、特別な事由を有する方を除いて申込みできません。）
- ③入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内であること。（P3～5 参照）
- ④三島市税に滞納がないこと。
- ⑤入居しようとする家族全員が暴力団員※でないこと。 ※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員
- ⑥連帯保証人がいること。（独立の生計を営んでる方で、申込者と同等以上の収入がある方に限ります。）
※家賃債務保証業者利用可。（保証業者による審査有、要緊急連絡先、保証料がかかります。）

家族(2人以上)で申込みをされる方

- 現に同居、又は同居しようとする親族がいること。
原則として、夫婦(事実婚、婚約中及び県パートナーシップ制度による宣言者を含む)又は親子を主体とした家族であること。
- 夫婦(事実婚を含む)を分離しての申込みはできません。
※離婚調停中の方や、公的機関によりひとり親認定又はDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。

単身(1人)で申込みをされる方

次の①～⑪のいずれかに該当し、戸籍上の配偶者がいない方。(⑩を除く。)

区分	必要書類
①60歳以上の方	戸籍全部事項証明書
②身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方	身体障害者手帳
③療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方	療育手帳
④精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)	戦傷病者手帳
⑥「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方	・被爆者健康手帳 ・医療特別手当証書 ・特別手当証書
⑦生活保護法による保護を受けている方	生活保護受給証明書
⑧中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方	支援給付決定通知書
⑨海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
⑩平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
⑪配偶者からの暴力による被害者で、次のいずれかに該当する方 ・ 婦人相談所(当該相談所から委託を受けた施設を含む)における一時保護又は婦人保護施設における保護終了後5年を経過していない方 ・ 裁判所へ保護命令を申し立てた方で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方	・ 婦人相談所長の証明書 ・ 地方裁判所の保護命令決定書
※ 日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、適切な介護体制が整い、日常生活に支障のない方は申込みできます。ただし、市営住宅に入居し、日常生活に支障があると認められる場合は、その方の実情に照らし、申込みをお断りすることがあります。	

条件付き住宅の申込要件

高齢者向け住宅 (シルバーハウジング)	次の <u>いずれかに</u> 該当する方 ①60歳以上の単身者 ②世帯全員が60歳以上の世帯 (※ただし、夫婦の場合はいずれかが60歳以上であればお申込みできます。)			
車椅子専用住宅	申込者又は同居者に、常時、車椅子を使用している方がおり、かつ、次の <u>いずれかに</u> 該当する方 ※単身者については、1人で生活できる方が対象となります。			
	<table border="1"> <tr> <td>単身用</td> <td>ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方</td> </tr> <tr> <td>世帯用</td> <td>ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方 ウ. 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方</td> </tr> </table>	単身用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方	世帯用
単身用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方			
世帯用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方 ウ. 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方			
子育て世帯用住宅	同居者の中に、中学校入学前の子どもがいる世帯			

2 入居者を募集する住宅

P8～11の「市営住宅一覧表」をご覧ください。

3 申込方法

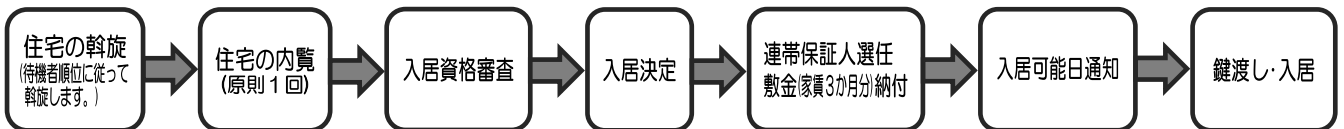
申込方法：持参のみ(郵送不可) ※申込用紙に記入の上、必要書類を添付して本人又は家族が申し込んでください。

受付期間：随時(市役所休業日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

受付場所：住宅政策課 三島住まい推進室(三島市役所 本庁舎西館2階)

☎：(055) 983 - 2639

4 入居決定までの流れ



5 収入基準

市営住宅の入居申込みには、月額所得が一定基準内であることが条件となります。

「月額所得」とは、年間総所得(入居しようとする家族全員の1年分の所得の合計)から一般控除及び特別控除の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。一般に言われる「手取り」などとは異なります。

特に居住の安定を図る必要があると考えられる世帯(裁量階層世帯)については、月額所得の基準が緩和されます。裁量階層世帯の条件は下記【表1】をご覧ください。

月額所得＝{年間総所得の合計額－(一般控除＋特別控除)}÷12 (円未満切り捨て)	一般階層世帯	月額所得 158,000円以下
	裁量階層世帯	月額所得 214,000円以下

【表1】

裁量階層世帯 (次の①～⑩いずれかに該当する場合)	
①	申込者が60歳以上で、かつ同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方からなる世帯
②	同居予定者に中学校入学前の子どもがいる世帯
③	同居予定者に18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
④	身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方がいる世帯
⑤	療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方がいる世帯
⑥	精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方がいる世帯
⑦	戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)
⑧	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方がいる世帯
⑨	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯
⑩	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

所得区分表		
所得区分	月額所得	
一般階層世帯	1	104,000円以下
	2	104,001～123,000円
	3	123,001～139,000円
	4	139,001～158,000円
裁量階層世帯	5	158,001～186,000円
	6	186,001～214,000円



年間総所得から差引く控除			
控除の種類		控除額 (1人につき)	対象者
一般控除	同居親族控除	38万円	申込者以外の同居予定親族
	扶養親族控除	38万円	所得税法上の扶養控除対象者で同居しない方
特別控除	特定扶養親族控除	25万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年齢が16歳以上23歳未満の方
	老人控除対象配偶者控除	10万円	申込者又は同居予定親族の控除対象配偶者のうち、基準日現在、年齢が70歳以上の配偶者
	老人扶養親族控除	10万円	申込者又は同居予定親族の扶養親族のうち、基準日現在、年齢が70歳以上の方
	特別障害者控除	40万円	申込者又は同居親族及び扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(1・2級)所持者 ②療育手帳(A判定)所持者 ③精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者 ④戦傷病者手帳(特別項症～第3項症)所持者 ⑤原爆被爆者認定者 ⑥福祉事務所長等に特別障害者に準ずる者として認定された方(障害者控除対象者認定書の交付を受けた方)
	障害者控除	27万円	申込者又は同居親族及び扶養親族のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳(3～6級)所持者 ②療育手帳(B判定)所持者 ③精神障害者保健福祉手帳(2・3級)所持者 ④戦傷病者手帳(第4～6項症・第1款症)所持者 ⑤福祉事務所長等に障害者に準ずる者として認定された方(障害者控除対象者認定書の交付を受けた方)
	基礎控除 振替分控除	原則一人につき 10万円 (※所得が10万円以下の方はその所得金額)	申込者又は同居予定親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合は当該合計額
	寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	その人の所得から 最高27万円 (※所得が27万円以下の方はその所得金額)	次のいずれかに該当する方 1 主たる生計維持者又は同居予定親族で、夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない方で次の要件を満たす方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない方 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻をしていない方で次の要件を全て満たす方 ①扶養親族(年間所得金額が48万円以下であること)を有する方 ②年間所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方
ひとり親控除	その人の所得から 最高35万円 (※所得が35万円以下の方はその所得金額)	主たる生計維持者又は同居予定親族で、現に婚姻をしていない、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 ①その人と生計を一にする子(年間所得額が48万円以下であること)を有する方 ②年間所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係と同様の事情であると認められる人がいない方	

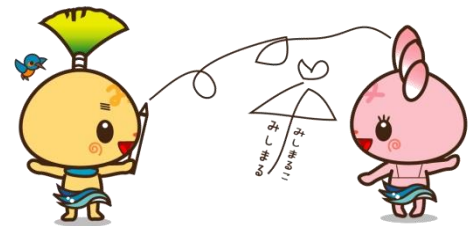
【収入基準の早見表】 ※収入を得ている方が1人で、特別控除対象がない場合です。

① 給与の収入金額で見る早見表

所得区分	同居及び扶養親族数(本人を含む)							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
年間総収入金額(源泉徴収票では支払金額)	一般世帯	1	¥2,043,999 以下	¥2,583,999 以下	¥3,127,999 以下	¥3,663,999 以下	¥4,135,999 以下	¥4,611,999 以下
		2	¥2,044,000 ¥2,367,999	¥2,584,000 ¥2,911,999	¥3,128,000 ¥3,451,999	¥3,664,000 ¥3,947,999	¥4,136,000 ¥4,423,999	¥4,612,000 ¥4,895,999
		3	¥2,368,000 ¥2,643,999	¥2,912,000 ¥3,183,999	¥3,452,000 ¥3,711,999	¥3,948,000 ¥4,187,999	¥4,424,000 ¥4,663,999	¥4,896,000 ¥5,135,999
		4	¥2,644,000 ¥2,967,999	¥3,184,000 ¥3,511,999	¥3,712,000 ¥3,995,999	¥4,188,000 ¥4,471,999	¥4,664,000 ¥4,947,999	¥5,136,000 ¥5,423,999
	裁量世帯	5	¥2,968,000 ¥3,447,999	¥3,512,000 ¥3,943,999	¥3,996,000 ¥4,415,999	¥4,472,000 ¥4,891,999	¥4,948,000 ¥5,367,999	¥5,424,000 ¥5,843,999
		6	¥3,448,000 ¥3,887,999	¥3,944,000 ¥4,363,999	¥4,416,000 ¥4,835,999	¥4,892,000 ¥5,311,999	¥5,368,000 ¥5,787,999	¥5,844,000 ¥6,263,999

② 年金の受給金額で見る早見表(障害・遺族年金等非課税所得は除く。)

受給者年齢		65歳以上			
所得区分	同居及び扶養親族数(本人を含む)				
	1人	2人	3人		
年間総収入金額(源泉徴収票では支払金額)	一般世帯	1	¥2,448,011 以下	¥2,828,011 以下	¥3,208,011 以下
		2	¥2,448,012 ¥2,676,011	¥2,828,012 ¥3,056,011	¥3,208,012 ¥3,481,349
		3	¥2,676,012 ¥2,868,011	¥3,056,012 ¥3,248,011	¥3,481,350 ¥3,737,349
		4	¥2,868,012 ¥3,096,011	¥3,248,012 ¥3,534,682	¥3,737,350 ¥4,041,349
	裁量世帯	5	¥3,096,012 ¥3,476,015	¥3,534,683 ¥3,982,682	¥4,041,350 ¥4,443,543
		6	¥3,476,016 ¥3,924,015	¥3,982,683 ¥4,391,778	¥4,443,544 ¥4,838,837



【所得基準の早見表】 ※入居者全員の合計所得金額で、特別控除対象がない場合です。

所得区分	同居及び扶養親族数(本人を含む)								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人			
年間総所得金額(源泉徴収票では給与所得控除後の金額)	一般世帯	1	¥1,248,000 以下	¥1,628,000 以下	¥2,008,000 以下	¥2,388,000 以下	¥2,768,000 以下	¥3,148,000 以下	
		2	¥1,248,001 ¥1,476,000	¥1,628,001 ¥1,856,000	¥2,008,001 ¥2,236,000	¥2,388,001 ¥2,616,000	¥2,768,001 ¥2,996,000	¥3,148,001 ¥3,376,000	
		3	¥1,476,001 ¥1,668,000	¥1,856,001 ¥2,048,000	¥2,236,001 ¥2,428,000	¥2,616,001 ¥2,808,000	¥2,996,001 ¥3,188,000	¥3,376,001 ¥3,568,000	
		4	¥1,668,001 ¥1,896,000	¥2,048,001 ¥2,276,000	¥2,428,001 ¥2,656,000	¥2,808,001 ¥3,036,000	¥3,188,001 ¥3,416,000	¥3,568,001 ¥3,796,000	
		裁量世帯	5	¥1,896,001 ¥2,232,000	¥2,276,001 ¥2,612,000	¥2,656,001 ¥2,992,000	¥3,036,001 ¥3,372,000	¥3,416,001 ¥3,752,000	¥3,796,001 ¥4,132,000
			6	¥2,232,001 ¥2,568,000	¥2,612,001 ¥2,948,000	¥2,992,001 ¥3,328,000	¥3,372,001 ¥3,708,000	¥3,752,001 ¥4,088,000	¥4,132,001 ¥4,468,000

※「所得基準の早見表」は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除後の金額から基礎控除振替分を差し引いてご確認ください。基礎控除振替分控除額は、P4をご覧ください。

6 申込みの際に必要な書類



全ての方に共通する書類			
対象者	必要書類	必要事項等	発行機関
世帯につき1部	<input type="checkbox"/> 市営住宅入居申込書		
入居予定者全員分	<input type="checkbox"/> 住民票★	日本人：本籍・続柄 外国人：全部事項	市民課
	<input type="checkbox"/> 課税(所得)証明書★	最新のもの	課税課
	<input type="checkbox"/> 地方税関係情報取得同意書	マイナンバーで申告する方のみ	
	<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳登録事項証明書		課税課
	<input type="checkbox"/> 市税完納証明書		市税収納課
	<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類	※下記表を参照	

収入を証明する書類 (入居予定者お1人につきいずれか1点の書類が必要です。)			
該当者	必要書類	対象年度等	発行機関
給与所得の方 (アルバイト等含む)	前年1月1日から勤務先が同じ方 <input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票	最新のもの	勤務先
	前年1月2日以降勤務先を変えた方 <input type="checkbox"/> 収入証明書		
確定申告の方(個人事業主等)	<input type="checkbox"/> 確定申告書(控)		
住民税を申告された方	<input type="checkbox"/> 住民税申告書(写)		
年金受給の方	老齢・企業・共済年金 <input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票		年金事務所等
	障害・遺族年金 <input type="checkbox"/> 年金振込通知書		
無収入の方 (16歳以上の学生及び専業主婦を含む)	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 退職証明書 <input type="checkbox"/> 離職票 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証		退職した会社等 退職した会社等 公共職業安定所

該当する方のみ必要な書類			
該当者	必要書類	発行機関	
車椅子専用住宅を申込みされる方	<input type="checkbox"/> 診断書 ※常時、車椅子を使用する必要があることの証明。	医療機関	
単身の方 ひとり親家庭の方 事実婚等で申込みされる方 婚姻適齢に達した者を含む世帯 住民票が別々で続柄が判明しない世帯	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※外国人については、 <u>配偶者がいないこと</u> が確認できる書類が必要。	市民課	
外国人の方	特別永住者 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 中長期在留者 <input type="checkbox"/> 在留カード	法務省入国管理局	
生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 受給証明書	福祉総務課	
中国残留邦人等に対する支援助給者	<input type="checkbox"/> 支援助付決定通知書		
障害を有する方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 障害者控除対象者認定書		
原子爆弾被爆者の方	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 医療特別手当証書 <input type="checkbox"/> 特別手当証書		
海外からの引揚者	<input type="checkbox"/> 永住帰国者証明書		
ハンセン病療養所に入所していた方	<input type="checkbox"/> ハンセン病療養所入所者証明書		
三島市内に住所がない方	勤務先がある方 <input type="checkbox"/> 在職証明書(※必要な方はお申し出ください。)	勤務先	
	自営業の方 <input type="checkbox"/> 営業許可証等		
離婚調停中の方	<input type="checkbox"/> 事件係属証明書	家庭裁判所	
婚約中の方	<input type="checkbox"/> 婚約証明書(※必要な方はお申し出ください。)		
配偶者からの暴力による被害者	次のいずれか1点 <input type="checkbox"/> 婦人相談所長の証明書 <input type="checkbox"/> 地方裁判所の保護命令決定書		

マイナンバー(個人番号)申告時の確認書類 ※申告者全員分が必要です。
 (申込書の個人番号欄にマイナンバーを記載した場合は、左記提出書類の★印のついた書類を省略することができます。)

マイナンバーカードの交付状況	必要書類
交付あり	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード
交付なし	顔写真付の本人確認書類がある方 <input type="checkbox"/> 通知カード又は住民票(個人番号の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 顔写真付の本人確認書類1点 (運転免許証・パスポート・障害者手帳など官公署発行のもの)
	顔写真付の本人確認書類がない方 <input type="checkbox"/> 通知カード又は住民票(個人番号の記載があるもの) <input type="checkbox"/> 本人の確認ができる書類2点 (健康保険証・年金手帳・介護保険証・顔写真付の社員証又は学生証など)

7 申込書の記入方法

※太枠 で囲んだ部分に、黒のボールペンで記入してください。

三島市営住宅入居申込書

三島市 〇〇年〇〇月〇〇日

〒411-8666 三島市北田町4番47号 シティホール101号室

フリガナ ミシマ ヨリトモ

氏名 三島 頼朝

連絡先 自宅: (055) 983-0000
 携帯: 090-0000-0000

1 申込住所

三島市: ●●● 庄

三島市: ▲▲▲ 庄

三島市: ■■■ 庄

2 申込者及び同居予定者

フリガナ 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先又は学校名	障害の内容
三島 頼朝	本人	男	大正(昭和)平戦 00年4月8日	45	(株)〇〇建設 電話: (055) 999-0000	なし
三島 政子	妻	女	大正(昭和)平戦 00年7月11日	43	(株)☆☆☆マート 電話: (055) 900-9999	なし
三島 桜子	子	女	大正(昭和)平戦 00年10月11日	17	箱根西麓高等学校	なし
三島 健太	子	男	大正(昭和)平戦 00年4月29日	14	三島市立中央中学校	なし

3 現在の住居状況及び居住する理由

自己所有の住居 有 ● 無しの場合 (仮設・簡易・簡易・社宅・公営住宅・その他)

貸い(1人当たり) 居住環境不良 他世帯と同居

家賃が高い月額 80,000円 通勤距離(片道) 分 立ち退き要求

その他()

確実に連絡の取れる電話番号を、記入してください。

『市営住宅一覧表』の中から選び、記入してください。
 最大3つまで申込みができます。
 ※入居人数に応じ、申込みができる住宅の制限があります。

同居しようとする親族全員について記入してください。

マイナンバー(12桁)を記入してください。
 ※提出書類の省略を希望する方のみ。

申込者本人からみた続柄を記入してください。
 婚約者の場合は「婚約者」と記入してください。

勤務先又は学校名及び電話番号を記入してください。
 ※学生については電話番号の記入は必要ありません。

障害者手帳等をお持ちの方は内容を記入してください。

該当するものに○印をつけてください。

8 収入申告について

市営住宅の入居者は、三島市営住宅条例第12条第1項の規定により、収入の申告が義務付けられています。毎年度の収入の申告に基づき、翌年度の家賃が決定されます。申告のない入居者の家賃は、近隣の民間住宅並みの高額な家賃となりますので、必ず申告をしてください。申告書等は、毎年8月頃に各戸へ配布します。

【収入超過者】

引続き3年以上入居されている方で、1か月の所得が158,000円(裁量階層世帯は214,000円)を超える場合は、公営住宅法に基づき、割増し家賃を加算します。また、住宅の明渡しに努める義務が生じます。

【高額所得者】

引続き5年以上入居されている方で、2年連続して1か月の所得が313,000円を超えている場合は、市が指定する期限までに住宅を明渡し義務が生じます。

9 市営住宅一覧表

住宅名	所在地	棟名	竣工年月 (改善年月)	構造 階数	申込 人数	戸数	内訳				専用 面積 (㎡)	間取り	
							車椅子 対 応	身障者 対 応	子育て 世帯用	高齢者 の み			
谷 田	谷田 134 番地の 2	—	平16.2	RC 3	1名	12					40.4	1K	和7.5・K
					2名	6					54.0	2DK	和6・洋6・DK
					6	6					54.5	2DK	和6・洋6・DK
					3名～	3					75.5	3LDK	和6・洋6・洋6・LDK
梅 名 西	梅名 444 番地	A	平5.7	RC 3	2名～	6					64.1	3LDK	和6・和4.5・洋4.5・LDK
						6					64.1	3LDK	和6・和6・洋4.5・LDK
		1	1						63.1	2LDK	和6・洋4.5・LDK		
		9							64.1	3LDK	和6・和4.5・洋4.5・LDK		
		5							66.5	3LDK	和6・和6・洋4.5・LDK		
梅 名 北	梅名 471 番地の 1	A	平2.3	RC 3	2名～	1	1				58.7	2LDK	和6・洋6・LDK
						5					58.7	3DK	和6・和6・洋4.5・DK
		B	平3.2			12				58.7	3DK	和6・和6・洋4.5・DK	
		C	平4.2			6				58.7	3DK	和6・和6・洋4.5・DK	
		6							61.3	3DK	和6・和6・洋6・DK		
		1	1						61.3	2LDK	和6・洋6・LDK		
		D	平5.3			1		1*		61.3	3DK	和6・和6・洋4.5・DK	
		10							63.9	3DK	和7.5・和6・洋6・DK		
徳 倉	徳倉 3 丁目 17 番 15 号	A	平7.6	RC 3	1名	2					35.5	1DK	和6・DK
					1名～	8					54.9	2DK	和7.5・和6・DK
	徳倉 3 丁目 17 番 18 号	B	平8.3	RC 2	1名	2					35.5	1DK	和6・DK
					1名～	5					54.9	2DK	和7.5・和6・DK
	徳倉 3 丁目 17 番 21 号	C	平9.3	RC 2	1名	2					35.5	1DK	和6・DK
					1名～	1	1				54.1	2DK	和6・洋6・DK
1名～	4					54.1	2DK	和6・和6・DK					
日の出町	日の出町 7 番 30 号	A	昭62.3	RC 4	1名～	8					54.5	2DK	和6・和6・DK
					2名～	8					66.7	3DK	和6・和6・洋6・DK
	1名～	12						54.5	2DK	和6・和6・DK			
	2名～	12						66.7	3DK	和6・和6・洋6・DK			
	1名～	8						54.5	2DK	和6・和6・DK			
日の出町 7 番 45 号	C	平1.8	RC 4	2名～	8					66.7	3DK	和6・和6・洋6・DK	
				2名～	16					62.7	3DK	和6・和6・洋6・DK	
千 枚 原	千枚原 3 番地	A	平10.3	RC 3	1名	4					32.3	1DK	和6・DK
					1名～	6					50.4	2DK	和6・和4.5・DK
					2名～	4					63.2	3DK	和6・和6・洋5.5・DK
		B	平11.3		1名	4					32.3	1DK	和6・DK
					1名～	12					50.4	2DK	和6・和4.5・DK
					2名～	4					63.2	3DK	和6・和6・洋5.5・DK
藤 代	藤代町 6 番地の 1	A	平20.3	RC 5	1名	1	1				38.5	1K	洋7.5・K
					19						38.5	1K	和7.5・K
					2名	15	1				55.0	2DK	和6・洋6・DK
					3名～	10					67.6	3DK	和6・洋5.5・洋5.5・DK
光 ヶ 丘	光ヶ丘(2丁目)20番地の1	A	昭46.3 (平24.8)	RC 5	1名	8					37.3	1DK	和6・DK
					8						38.4	1DK	和6・DK
					2名	8					46.4	2DK	和6・洋6・DK
					3名～	2					60.9	3DK	和6・洋6・洋5・DK
					2					61.5	3DK	和6・洋6・洋5・DK	
					1	1				40.7	1R	洋9 (K含む)	
		B	昭46.12 (平25.7)		1名	7		1*			40.7	1DK	和6・DK
					8						42.1	1DK	和6・DK
					2名	8					50.2	2DK	和6・洋6・DK
					3名～	2					66.2	3DK	和6・洋6・洋5・DK
					2					66.8	3DK	和6・洋6・洋5・DK	
					2					66.8	3DK	和6・洋6・洋5・DK	
		C	昭47.12 (平26.7)		1名	8					41.6	1DK	和6・DK
					8						42.9	1DK	和6・DK
					2名	8					50.7	2DK	和6・洋6・DK
					3名～	2					67.4	3DK	和6・洋6・洋5・DK
2							67.7	3DK	和6・洋6・洋5・DK				
2							67.7	3DK	和6・洋6・洋5・DK				
D	昭48.12 (平27.9)	1名	1	1				41.6	1R	洋9 (K含む)			
		7						41.6	1DK	和6・DK			
		8						42.9	1DK	和6・DK			
		2名	8					50.7	2DK	和6・洋6・DK			
		3名～	2					67.4	3DK	和6・洋6・洋5・DK			
		2					67.7	3DK	和6・洋6・洋5・DK				

☆駐車場使用料は月額 3,000 円です。

家賃(所得区分についてはP3参照)						駐車場 区画数	設備					EV (EV+	学区		備考
所得区分							浴槽	風呂釜	給湯器	小 型 湯 洗 器	ガス		小	中	
一般世帯			裁量世帯												
1	2	3	4	5	6										
14,300	16,600	18,900	21,400	24,400	28,200	13	○	—	○	—	都市	有	錦田	錦田	
19,200	22,100	25,300	28,600	32,700	37,700										
19,400	22,400	25,600	28,800	33,000	38,000										
26,800	31,000	35,400	40,000	45,700	52,700										
20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,000	9	○	—	○	—	都市	—	中郷	中郷西	
20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,000										
20,800	24,100	27,500	31,000	35,500	40,900										
21,200	24,400	28,000	31,500	36,000	41,600										
22,000	25,400	29,000	32,700	37,400	43,100										
17,800	20,600	23,500	26,500	30,300	35,000	30	○	—	○	—	都市	—	中郷	中郷西	
17,800	20,600	23,500	26,500	30,300	35,000										
18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500										
18,300	21,100	24,200	27,300	31,200	36,000										
19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600										
19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100										
19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100										
20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700										
11,400	13,100	15,000	16,900	19,400	22,300	14	○	—	○	—	都市	—	徳倉	北上	
17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600										
11,400	13,100	15,000	16,900	19,400	22,300										
17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600										
11,400	13,200	15,100	17,000	19,400	22,400										
17,400	20,100	23,000	25,900	29,700	34,200										
17,400	20,100	23,000	25,900	29,700	34,200										
15,400	17,800	20,400	23,000	26,300	30,300	—	持込	持込	—	持込	都市	—	東	北	
18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,100										
15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300										
19,500	22,500	25,800	29,100	33,200	38,300										
16,200	18,700	21,300	24,100	27,500	31,800										
19,800	22,800	26,100	29,500	33,700	38,900										
18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,500										
10,300	11,900	13,600	15,400	17,600	20,300	18	○	—	○	—	都市	—	沢地	北	
16,100	18,600	21,300	24,000	27,400	31,600										
20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700										
10,300	11,900	13,700	15,400	17,600	20,300										
16,200	18,700	21,400	24,100	27,500	31,800										
20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,900										
13,700	15,800	18,100	20,400	23,300	26,900	26	○	—	○	—	都市	有	南	南	
13,700	15,800	18,100	20,400	23,300	26,900										
19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400										
24,000	27,700	31,700	35,800	40,900	47,200										
11,400	13,200	15,100	17,000	19,400	22,400	44	○	—	○	—	都市	有	沢地	山田	
11,700	13,600	15,500	17,500	20,000	23,100										
14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	27,900										
18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700										
18,800	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000										
12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500										
12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500										
12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,400										
15,400	17,800	20,300	22,900	26,200	30,300										
20,300	23,500	26,800	30,300	34,600	39,900										
20,500	23,700	27,100	30,500	34,900	40,300										
12,900	14,800	17,000	19,200	21,900	25,300										
13,300	15,300	17,500	19,800	22,600	26,100										
15,700	18,100	20,700	23,400	26,700	30,800										
20,900	24,100	27,500	31,100	35,500	41,000										
21,000	24,200	27,700	31,200	35,700	41,200										
13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,700										
13,100	15,100	17,300	19,500	22,300	25,700										
13,500	15,600	17,800	20,100	23,000	26,500										
16,000	18,400	21,100	23,800	27,200	31,400										
21,200	24,500	28,100	31,600	36,200	41,700										
21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900										

※車椅子対応可、トイレの開口が狭いため要確認

※廊下に手すり設置(102号室)

住宅名	所在地	棟名	竣工年月 (改善年月)	構造 階数	申込 人数	内訳					専用 面積 (㎡)	間取り				
						戸数	車椅子 対応	身障者 対応	子育て 世帯用	高齢者 のみ						
南二日町	南二日町 21 番 12 号	A	昭50.12 (平29.9)	RC 4	1名	4					37.8	1DK	洋6・DK			
						4					38.1	1DK	洋6・DK			
						2					40.9	1DK	洋6・DK			
						2					41.5	1DK	洋6・DK			
						8					45.8	1DK	洋6・DK			
						8					52.5	2DK	洋6・洋6・DK			
					2名	8					60.4	2DK	洋6・洋6・DK			
						4					68.4	3DK	和6・洋6・洋6・DK			
						3名~	4					37.8	1DK	洋6・DK		
							4					38.1	1DK	洋6・DK		
							2					40.9	1DK	洋6・DK		
							2					41.5	1DK	洋6・DK		
		8						45.8	1DK	洋6・DK						
		8						52.5	2DK	洋6・洋6・DK						
		B	昭51.12 (平31.3)	RC 4	1名	2						60.4	2DK	洋6・洋6・DK		
						4					68.4	3DK	和6・洋6・洋6・DK			
						2名	4					37.8	1DK	洋6・DK		
							4					38.1	1DK	洋6・DK		
							2					40.9	1DK	洋6・DK		
							2					41.5	1DK	洋6・DK		
					8						45.8	1DK	洋6・DK			
					8						52.5	2DK	洋6・洋6・DK			
					3名~	8					60.4	2DK	洋6・洋6・DK			
						4					68.4	3DK	和6・洋6・洋6・DK			
C	昭52.12 (令 2.11)					RC 4	1名	4						37.8	1DK	洋6・DK
								4					38.1	1DK	洋6・DK	
		2								40.9	1DK	洋6・DK				
		2								41.5	1DK	洋6・DK				
		8							45.8	1DK	洋6・DK					
		8							52.5	2DK	洋6・洋6・DK					
		2名	8						60.4	2DK	洋6・洋6・DK					
			4						68.4	3DK	和6・洋6・洋6・DK					
			3名~	4						37.8	1DK	洋6・DK				
				4						38.1	1DK	洋6・DK				
				2						40.9	1DK	洋6・DK				
				2						41.5	1DK	洋6・DK				
8						45.8	1DK	洋6・DK								
8						52.5	2DK	洋6・洋6・DK								
山 田	旭ヶ丘 29 番 1 号	A	(平29.2)	RC 3	2名~	3			3		58.0	2LDK	和6・洋4.5・LDK			
						15					58.0	3DK	和6・和6・和4.5・DK			
						12					58.0	3DK	和6・和6・和4.5・DK			
						18					58.0	3DK	和6・和6・和4.5・DK			
						12					58.0	3DK	和6・和6・和4.5・DK			
中	中 126 番地の 1	—	昭56.3	RC3	2名~	12					58.0	3DK	和6・和6・和4.5・DK			
柳 郷 地	柳郷地 136 番地の 2	A	昭57.3	RC 3	2名~	12					58.0	3DK	和6・和6・洋4.5・DK			
						12					62.7	3DK	和6・和6・和6・DK			
						3					75.2	4DK	和6・和6・和6・洋6・DK			
						24					62.7	3DK	和6・和6・和6・DK			
						3					66.7	2LDK	和6・和6・LDK			
					2名~	24					62.7	3DK	和6・和6・和6・DK			
						3					66.7	2LDK	和6・和6・LDK			
						18					62.7	3DK	和6・和6・和6・DK			
						3					66.7	2LDK	和6・和6・LDK			
						加 茂	加茂 2 番地の 2	A	平13.2	RC 3	1名	12				12
6				6	61.1							2LDK	和6・和6・LDK			
B	平14.3	2名~	6								71.2	3LDK	和6・和6・洋5・LDK			
			3								71.6	3LDK	和6・洋6・洋5・LDK			

☆駐車場使用料は月額 3,000 円です。

家賃（所得区分についてはP3参照）						駐車場 区画数	設備					EV (EV-P)	学区		備考
所得区分							浴槽	風呂釜	給湯器	小 型 湯 洗 器	ガス		小	中	
一般世帯			裁量世帯												
1	2	3	4	5	6										
12,400	14,300	16,300	18,400	21,000	24,300	—	○	—	○	—	都市	有	東	南	
12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500										
13,400	15,400	17,700	19,900	22,800	26,300										
13,600	15,700	17,900	20,200	23,100	26,700										
15,000	17,300	19,800	22,300	25,500	29,400										
17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800										
19,800	22,800	26,100	29,500	33,700	38,800										
22,400	25,900	29,600	33,400	38,100	44,000										
12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500										
12,600	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700										
13,500	15,600	17,800	20,100	23,000	26,500										
13,700	15,800	18,100	20,400	23,300	26,900										
15,100	17,500	20,000	22,500	25,800	29,700										
17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100										
20,000	23,000	26,400	29,700	34,000	39,200										
22,600	26,100	29,900	33,700	38,500	44,400										
12,700	14,700	16,800	19,000	21,700	25,100										
12,800	14,800	17,000	19,100	21,900	25,300										
13,800	15,900	18,200	20,600	23,500	27,100										
14,000	16,200	18,500	20,900	23,800	27,500										
15,500	17,800	20,400	23,000	26,300	30,400										
17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800										
20,400	23,500	26,900	30,400	34,700	40,100										
23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400										
17,300	20,000	22,800	25,800	29,400	34,000	28	○	—	○	—	LP	—	山田	山田	改善工事予定のため、募集停止
14,400	16,600	19,000	21,400	24,500	28,300										
14,400	16,600	19,000	21,400	24,500	28,300										
14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800										
14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800										
14,500	16,800	19,200	21,700	24,700	28,600	—	持込	持込	—	持込	都市	—	向山	錦田	
14,600	16,800	19,300	21,700	24,800	28,700	68	持込	持込	—	持込	都市	—	錦田	錦田	建物の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。
16,000	18,500	21,100	23,900	27,300	31,500										
19,200	22,200	25,400	28,600	32,700	37,700										
16,300	18,800	21,500	24,200	27,700	31,900										
17,300	20,000	22,800	25,800	29,400	34,000										
16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900										
17,800	20,600	23,500	26,500	30,300	35,000										
17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400										
18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500										
13,900	16,100	18,400	20,700	23,700	27,400										
20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	13	○	—	○	—	LP	有	山田	山田	シルバーハウジング*
23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600										
23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800										
23,800	27,500	31,500	35,500	40,600	46,800										

★シルバーハウジングとは？

60歳以上の高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備があり、日中の安否確認や相談受付をする生活援助員(LSA:ライフサポートアドバイザー)が配置された住宅です。

※ご入居される場合は、固定電話の設置が必要です（設置費用等は自己負担となります）。

※家賃とは別に、生活援助員の駐在に関して、入居世帯の前年所得税額に応じた費用負担をしていただくことになります。（詳細については、担当課へ直接お問合せください。）

担当課：福祉総務課 福祉総務係 ☎:983-2610



10 公営住宅の位置

